

資 料 提 供
令和5年3月28日
自 然 環 境 課
内 線 : 4 2 6 0
外 線 : 076-225-1475
畜産振興・防疫対策課
内 線 : 4 7 0 2
外 線 : 076-225-1625

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスに係る 野鳥監視重点区域の解除と野鳥監視パトロールの終了について

小松市内で2月27日に回収されたハヤブサ1羽の死亡個体から、鳥インフルエンザウイルスが検出されたことに伴い、同日、環境省が指定した野鳥監視重点区域については、

その後、新たな鳥インフルエンザの発生がなかったため、環境省は、昨日27日24時をもって同区域を解除しました。

これに伴い、県が、同区域内で実施してきた野鳥監視パトロールについても終了しましたので、お知らせします。

なお、同区域内での監視パトロールでは、野鳥の死亡個体や衰弱個体は確認されませんでした。

環境省は全国の野鳥における鳥インフルエンザ対応レベルを、依然として最高レベルである「レベル3」としており、県としては、引き続き、県内の野鳥の監視体制の強化や情報収集、家きん飼養施設における予防対策の強化に努めます。